



上尾ロータリークラブ



2018-19年度R.I.テーマ
インスピレーションになろう



2018-2019年度 樋口 雅之 会長

第2778回 例会

2019. 4. 18

会長あいさつ

週報 No.2111
発行 2019年 4月25日
会長 樋口 雅之
幹事 宇多村海児
副会長 須田 悦正
副幹事 齋藤 修弘
編集責任者・公共イメージ向上委員会
委員長 齋藤 哲雄

ビジター・ゲスト
上尾市上下水道部 経営総務課
課長 千葉 浩様
副主幹 野田昌克様
主任 林 健太郎様
上尾市上下水道部 水道施設課
主幹 内堀 真人様
主査 川田 隆司様
主任 横山真理奈様

行事予定
5月2日 休会
5月9日 卓話 上尾市教育委員会
「コミュニティスクール
について」上尾市の
英語教育について」
5月16日 次年度計画
クラブフォーラム④
5月23日 卓話 地区青少年
奉仕部門
5月30日 休会

皆さまこんにちは。本年度第39回の例会に多数の皆さまにお越しいただき誠にありがとうございます。本日は、上尾市上下水道部の皆さま、ようこそいらっしゃいました。後ほど、卓話を頂戴いたします。

まずは、先週4月12日(金)に地区研修・協議会が大宮ソニックシティにて開催されました。次年度の須田会長・齋藤幹事をはじめ、次年度の各委員長さんにご参加いただき、朝10時過ぎから夕方4時までの丸一日の研修となりました。いよいよ次年度にむけての準備が本格始動ということで、次年度会長・幹事・次年度クラブ役員の皆さま、頑張ってください。ご参加の皆さま、そして、設営側としてご活躍いただいた島村次年度ガバナー補佐、大塚崇行次年度社会奉仕部門委員長、藤村次年度ポリオ・プラス委員長、大木保司次年度国際奉仕委員長はじめとする次年度地区役員の皆さまも大変お疲れ様でした。

また4月16日(火)夜、桶川にて本年度第8回の第5グループ会長・幹事会が開催されました。冒頭、山口ガバナー補佐より、2月のIMと今月の第5グループゴルフコンペが皆さまのご協力のもと、ともに盛大に成功裡に終わったことへの感謝がありました。議事としましては、
・各クラブのロータリー財団・米山寄付の状況報告。
・ハンブルク国際大会とガバナーナイトの登録状況報告。(現在、当地区より国際大会128名、ガバナーナイト222名の登録)。
・会員増強の報告。
・My Rotary登録状況報告

といった、この時期になりますと主に報告事項がメインでございます。あと2カ月半、皆さまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、本日4月18日は何の日かと調べてみました。

①「発明の日」=1885年(明治18年)4月18日に、初代特許庁長官を務めた高橋是清が現在の特許法の前身である「専売特許条例」を公布し、日本の特許制度が始まりました。これを記念し、1954年(昭和29年)1月28日に、通商産業省(現在の経済産業省)は、特許制度をはじめとする産業財産権制度の普及・啓発を図ることを目的として、毎年4月18日を「発明の日」とすることを決定しました。特許制度が多く発明家の創作意欲をかき立て

ている国は日本くらいだとも言われています。この大事な水について、お話をいただきます。

本日の会長挨拶は以上とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

幹事報告

宇多村 海児幹事

◇MyRotaryの登録からむことで、ご自身が使っているメールアドレスを今後変更する予定がある場合、メールアドレスを変更する前に、事前にMyRotary登録アドレスを変更いただきをお願い申し上げます。

◇2019年規程審議会議事録が届いています。閲覧を希望する方は幹事までお申しつけください。

◇6月29日に開催される全国ロータリー野球大会の、申込書を先日ご案内したとおり、まだご回答されていない方はなるべく早くご連絡くださいますようお願いいたします。

例会主題

水道水ができるまで

上尾市上下水道部 水道施設課 主任 横山真理奈様

皆さん、こんにちは。本日は「水道水ができるまで」を説明させていただきます。まず上尾市の地図をご覧ください。市の中央にJR高崎線が通り、その西側に鴨川が流れています。鴨川と、BS通りを境に、東側のご家庭・事業所には「東部浄水場」から、西側は「北部浄水場」から、また西上尾第一・第二団地には「西部浄水場」から、それぞれ水を送っています。このほか、上下水道部庁舎にある「中央浄水場」や、原市に「ポンプ場」があります。これらの浄水場やポンプ場は、上尾村にある上下水道部内の「集中管理室」で24時間、365日休むことなく、電話回線を利用して、運転や監視をしています。

次に、浄水場から皆様のご家庭に届いている水は、どんな水かという、水源は2種類あり、1つは河川水(利根川・荒川の水=県水=埼玉県浄水場で処理した県水を上尾市は購入)で、2つ目は深井戸(地下水=自己水)です。上尾市の水道水の内訳は、県水が約75%、自己水が約25%です。県水は、荒川・利根川の上流にあるダムから計画的に水を流し、埼玉県内の浄水場で浄水しています。上尾市ではこの県水を購入し、北部浄水場



ことよって生み出された数々の発明は、わたしたちの生活を便利にしてきました。特許庁は、1985年(昭和60年)4月18日に、専売特許条例の公布100周年を記念して、日本の歴史的な発明家、豊田佐吉(木製人力織機・豊田自動織機・トヨタグループの創始者)や、御木本 幸吉(養殖真珠・ミキモト真珠)らをはじめとする10名を選定し、その功績を紹介しています。

②「お香の日」=全国の薫物(たぎもの)、線香業者などが加盟する日本薫物線香工業会が1992年(平成4年)4月に制定しました。日付は『日本書紀』に日本のお香についての最初の記録として「推古天皇3年(西暦595年)4月、淡路島に沈水(じんすい:香木のこ)が漂着した」との記述があること、「香」の字は「一十八日」と読み分けられることからとされています。『日本書紀』によると淡路島の海岸に漂着したひと抱えもある木片が島民が燃やしてみると良い香りが辺りに広がったので驚き、この木片は朝廷に献上されました。そこで聖徳太子が木片から手箱と観音像を彫ったとされています。今も淡路島ではその香木がご神体として神社に祀られており、また、法隆寺の観音像はその香木から彫り出されたものだといわれています。

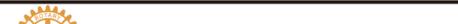
③「よい歯の日」=「よい歯」の語呂合せを元に日本歯科医師会が制定した記念日です。と同時に制定されたのが、11月8日の「いい歯の日」です。「いい歯」の語呂合せを元にしてあります。

④「三重県民の日」=1876年(明治9年)4月18日、安濃津(あのうつ)県と度会(わたらい)県が三重県に併合され、三重県が誕生しました。三重県では置県100周年を記念して1976年(昭和51年)にこの4月18日を「県民の日」に制定しました。この日には三重県総合博物館など各公共施設の無料開放が行われているそうです。

また、今日4月18日生まれの著名人には、俳優の宅麻伸さん(1956)、アナウンサーの小宮悦子さん(1958)、タレントの土地雄輔さん(1979)などがいらっしゃいます。

以上、今日4月18日のお話しでした。

さて、本日の例会主題は、上尾市役所 上下水道部様より、「水道水ができるまで～水道法改正による市民への影響～」というテーマで卓話を頂戴いたします。人間にとって最も大切なライフラインともいえる水道、そして世界中で、飲める水でトイレを流



している国は日本くらいだとも言われています。この大事な水について、お話をいただきます。

本日の会長挨拶は以上とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

幹事報告

宇多村 海児幹事

◇MyRotaryの登録からむことで、ご自身が使っているメールアドレスを今後変更する予定がある場合、メールアドレスを変更する前に、事前にMyRotary登録アドレスを変更いただきをお願い申し上げます。

◇2019年規程審議会議事録が届いています。閲覧を希望する方は幹事までお申しつけください。

◇6月29日に開催される全国ロータリー野球大会の、申込書を先日ご案内したとおり、まだご回答されていない方はなるべく早くご連絡くださいますようお願いいたします。

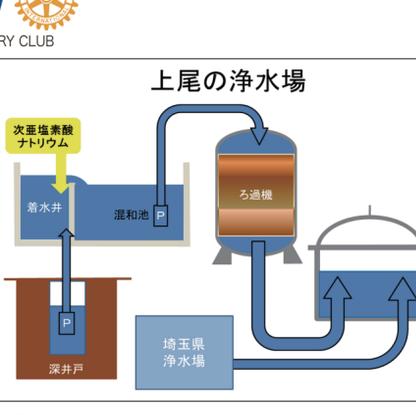
例会主題

水道水ができるまで

上尾市上下水道部 水道施設課 主任 横山真理奈様

皆さん、こんにちは。本日は「水道水ができるまで」を説明させていただきます。まず上尾市の地図をご覧ください。市の中央にJR高崎線が通り、その西側に鴨川が流れています。鴨川と、BS通りを境に、東側のご家庭・事業所には「東部浄水場」から、西側は「北部浄水場」から、また西上尾第一・第二団地には「西部浄水場」から、それぞれ水を送っています。このほか、上下水道部庁舎にある「中央浄水場」や、原市に「ポンプ場」があります。これらの浄水場やポンプ場は、上尾村にある上下水道部内の「集中管理室」で24時間、365日休むことなく、電話回線を利用して、運転や監視をしています。

次に、浄水場から皆様のご家庭に届いている水は、どんな水かという、水源は2種類あり、1つは河川水(利根川・荒川の水=県水=埼玉県浄水場で処理した県水を上尾市は購入)で、2つ目は深井戸(地下水=自己水)です。上尾市の水道水の内訳は、県水が約75%、自己水が約25%です。県水は、荒川・利根川の上流にあるダムから計画的に水を流し、埼玉県内の浄水場で浄水しています。上尾市ではこの県水を購入し、北部浄水場



と東部浄水場で受水しています。

次に上尾市の浄水場で飲み水をつくるお話をします。深さ200~400mまで掘った井戸からポンプで水を汲み上げます。上尾村にある上下水道部庁舎から電話回線を使ってポンプを動かしたり止めたりしています。井戸から汲み上げられた水は地下に埋まっている管を通って浄水場内にある着水井(ちゃくすいせい)に集まります。着水井の水はそのままでは飲めないで、不純なものを取り除く準備と、消毒のために、次亜塩素酸ナトリウムを入れます。次に混和池(こんわち)に流れていき、井戸水と次亜塩素酸ナトリウムをよく混ぜます。薬品とよく混ぜた水はポンプで濾過機に送ります。この濾過機で小さな不純物・鉄やマンガンなどを砂の層として取り除きます。濾過機を通った水は、もう飲める水になっています。それを一旦、配水池に溜めておきます。先ほどお話しした県水と、上尾市の自己水が配水池で混ざります。これで、皆さんの家に水を送る準備は完了です。配水池の水を皆さんのご自宅や会社に送ります。

さて、皆さまは水道水に安全性を感じていますか?水道水は水道法という法律で、その水質について規定されています。ヒトの健康に対して悪影響を生じないことや飲用および日常生活での使用に支障をきたさないことが求められています。そこで「水質基準項目」(51項目)に基づき水質管理を行うことになっています。ここで「水が美味しいか」という点で、必ず悪者になるのが「残留塩素」です。残留塩素とは、水道水の消毒のために入れられた塩素が、消毒効果を持つ状態で、水道水の中に残留している塩素のことを言います。蛇口から出てくる水で0.1mg/l以上なければならぬと決められています。悪者扱いされますが、水が安全である証でもあるのです。このほかにも水質管理目標設定項目26項目、要検討項目47項目というものが、水質基準項目とあわせて水

道水の安全を確認しています。

次に皆様にお願ひがあります。日頃から水道水の汲み置きなど、災害に備えた水道水の確保をお願いいたします。ここでは水道水を汲み置きするときの注意点を話します。ペットボトルなどの、蓋の付いている容器で、よくすすいだものを利用して下さい。次に、空気を残さないように口元まで水を入れ、しっかりと締めます。空気がわずかでも入っていると、空気中の雑菌が水の中で繁殖してしまいますので、ペットボトルを逆さにしても空気の玉ができないくらい水を入れるのが理想です。この状態で冷暗所に保存してください。保存の目安は常温で3日程度、冷蔵庫で7日程度です。災害時にこの水を飲む場合は、容器に口をつけずに飲むようにしてください。口の中の雑菌が容器の中に入らないようにするためです。一般的に、人は生命維持に、1人1日3リットルの水分補給が必要とされています。これは純粋に水を飲むだけでなく、食物からの補給も含まれています。どうか、自分や、ご家族、大切な人を守るためにもご協力をよろしくお願いいたします。

上尾市では地震などの災害で、水道水を皆さんの家庭まで送れない時には、中分にある北部浄水場、平塚にある東部浄水場で応急給水を行います。また、給水車による応急給水も行います。ただし上尾市全域に給水車での給水が行き渡るまでには時間を要しますので、どうかこの観点についても知っていただき、広めていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

ご要望のあった「水道法の改正」について少しお話しします。法改正の概要としては、1)関係者の責務の明確化、2)広域連携の推進、3)適切な資産管理の推進、4)官民連携の推進、5)指定給水装置工事事業者制度の改善などです。今後のスケジュールですが、この法律は平成30年12月12日に公布されました。また平成31年4

12日に水道法の一部を改正する法律の施行期日を含め、併せて、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令も閣議決定したところ。併せて、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令も閣議決定したところ。併せて、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令も閣議決定したところ。併せて、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令も閣議決定したところ。

改正の具体的な概要は、1)水道法の目的における「水道の計画的な整備」を「水道の基盤の強化」に変更する。2)「基盤強化」の、国、都道府県、市町村、水道事業者等の役割を定め、責任を明確にしたこと、「基盤強化」のために広域連携の推進を定めています。3)適切な資産管理のために、点検・維持・修繕および台帳の整備を義務付け、水道施設の計画的な更新と、更新費用を見込んだ経営に務めることが明記されます。4)官民連携では、水道事業は市町村が経営する原則は変えずに、水道施設の運営権を民間事業に設定できる方式を、基盤強化のために選択肢を広げるといって観点が創設します。これが報道などで民営化と騒がれている点です。ここにもあるように導入するためには議会承認や、法に基づき大臣の許可を受けなくてはなりません。さらに水道事業者の選択により行うものです。現在、上尾市水道事業でこれらを選択する予定はありません。基盤強化では、

自らの努力と、埼玉県が進める広域連携について検討をしています。5)指定給水装置工事事業者制度の改善では、指定の更新制を導入します。

その他として、1)水道事業者の、事業休止および廃止に関する事項、2)供給規定に関する事項、3)災害その他非常の場合における連携及び協力の確保に関する事項などが改正されます。令和元年10月1日、法施行に向けて施行令や施行規則などで詳細に定められることと思われる。厚生労働省ホームページの「水道対策」のページで確認ができます。本日の法改正の内容は、ここから引用しています。皆さまのお役にたてたでしょうか。これで説明を終わります。ありがとうございました。



上尾市上下水道部様、卓話をご披露いただきありがとうございました!

出席率
出席 会員数 38 出席数 23
欠席 欠席数 15 (%) 60.53
前回回確定 欠席数 0
修正(%) 100.00 (M・U) 0

スマイル

宇多村幹事 上下水道の高度な普及率とその整備は日本が世界に誇れるものの一つです。卓話、ありがとうございます。
齋藤哲雄会員 4/17(水)に36回目の結婚記念日のお花を頂き、ありがとうございました。

樋口会長 須田副会長、武重会員、岡野会員、大塚信郎会員、小林邦彦会員、井上会員、尾花会員、大木保司会員、大塚崇行会員、島村会員、齋藤博重会員、藤村会員、長沼会員、春日会員、芳賀会員、小田切会員、丹井会員

地区研修・協議会が行われました

2019,4,12 於:大宮ソニックシティ 大ホール
設営・ご参加いただいた皆様、お疲れ様でした。



例会日 毎週木曜日 12:30~13:30 事務所 〒362-0035 埼玉県上尾市仲町1-8-31 新和エクセルビル303
例会場 東武バネケットホール4F(ポリアス) TEL 048-775-7788 / FAX 048-776-9799

